

船舶事故調査報告書

平成24年5月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵 男（部会長）
委員 庄 司 邦 昭
委員 根 本 美 奈

事故種類	衝突（かき筏）
発生日時	平成23年4月9日（土） 22時05分ごろ
発生場所	広島県江田島市大黒神島北北東方沖 江田島市所在の畑港西防波堤灯台から真方位184° 2,000m付近 （概位 北緯34° 11.1′ 東経132° 24.5′）
事故調査の経過	平成23年4月18日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	プレジャーボート チェリーブロッサム ^{ツー} Ⅱ、5トン未満 270-42733広島、広島洋紙株式会社 10.22m (Lr) × 2.70m × 0.91m、FRP ディーゼル機関、209kW、平成10年11月
乗組員等に関する情報	船長 男性 58歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成元年3月30日 免許証交付日 平成20年5月9日 （平成26年3月29日まで有効）
死傷者等	なし
損傷	本船 プロペラ及びプロペラシャフトに損傷、船底に擦過傷 かき筏 枠組みの竹に損傷
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、知人8人を乗せ、大黒神島北東方沖のかき養殖施設（以下「本件かき養殖施設」という。）内にある浅所の筏石付近で釣りを行ったが、釣果が良くなかったので移動することとし、平成23年4月9日22時00分ごろ釣り場を発進した。 船長は、操舵室右舷側にある操縦席に座り、同乗者1人を左舷方の見張りに当たらせ、0.25海里レンジとしたレーダー及び‘魚群探知機が組み込まれたGPSプロッター’（以下「本件GPS」という。）を作動させ、手動操舵によって約6.5ノット(kn)の速力（対地速力、以下同じ。）で船首方及び右舷方の見張りを行いながら、かき筏とかき筏の間を北進した。 船長は、ふだん、筏石付近で釣りをするときには、本件かき養殖施設北東端付近から南進して釣り場に至り、帰航時には、往路とほぼ同じコースを北進することにしており、往航時に本件かき養殖施設内のかき筏の設置状況を把握していたが、本事故当日は、同乗者が往航時に操船し、本件かき養殖施設の南側区域を東進して釣り場に到着したので、同施設内のかき筏の設置状況を確認していなかった。

	<p>船長は、夜間に何度もこの付近を航行したことがあり、ふだんはレーダー画面にかき筏が映っていたが、本事故当日は映っていなかった。</p> <p>船長は、筏石付近の釣り場からほぼ真北に向かって航行すれば、本件かき養殖施設の北側に出ることができると思って北進を続けた。</p> <p>船長は、右舷方にかき筏を確認できなくなったので、もう少し右に寄ればかき筏を視認できると思って船首を少し東方に向けて北進中、左舷方の見張りをしていた同乗者が、船首方にかき筏（以下「本件かき筏」という。）があることを報告した。</p> <p>船長は、本件かき筏に気づき、すぐに機関を中立にして右一杯に舵を切ったが、22時05分ごろ、畑港西防波堤灯台から真方位184° 2,000m付近において、本件かき筏に衝突して乗り入れた。</p> <p>船長は、乗船者全員で本船を本件かき筏から引き出そうとしたが、引き出すことができず、携帯電話で海上保安庁に事故発生を通報した。</p> <p>本船は、4月11日に台船で筏から引き出された。</p>	
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風向 南東、風力 1、視界 良好</p> <p>海象：潮汐 上げ潮の中央期、潮流 約0.5knの北西流</p> <p>月齢等：月齢 5.4、月没時刻 23時52分</p>	
<p>その他の事項</p>	<p>乗船者9人全員は、救命胴衣を着用していた。</p> <p>本件かき筏は、広島県知事が許可する免許番号区第147号（大黒神島の北東岸沖の南北約2,600m、東西約2,600mの区画）の本件かき養殖施設内に設置され、本件かき養殖施設の周囲には、簡易標識灯（灯色黄色、毎4秒又は毎3秒に1閃光、光達距離2～3km以上）が8基設置されていた。</p> <p>本件かき養殖施設内には、長さ約20m、幅約10mの筏を南北に5台連ねたものを1連として設置され、本件かき筏は、1連の中で最北の筏であり、本事故当時は、本件かき筏のすぐ南側のかき筏1台が欠けている状態であった。</p> <p>船長は、レーダー及び本件GPSの画面調整を行ったことはなかった。</p> <p>本事故当時は、同乗者8人のうち、3人は操舵室内、5人は船尾甲板上にいた。</p>	
<p>分析</p>	<p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり なし なし</p> <p>本船は、大黒神島北東岸沖の本件かき養殖施設内を北進中、船長が、適切な見張りを行っていなかったことから、本件かき筏に接近していることに気付かず航行し、本件かき筏と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長は、これまでに目視により何度もこの付近を航行したことがあって無事に航行できたことから、今回も無事に航行できると思ったものと考えられる。</p> <p>船長は、レーダー及び本件GPSの調整を行ったことがなかったことから、レーダー及び本件G</p>

	PSを利用できなかったものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が、大黒神島北東岸沖の本にかき養殖施設内を北進中、船長が、適切な見張りを行っていなかったため、本にかき筏に接近していることに気付かずに航行し、本にかき筏と衝突したことにより発生したものと考えられる。
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・夜間、かき養殖施設内を航行することは危険なので、同施設内を航行しないようにすること。 ・目視による見張りに加え、レーダー及びGPSプロッターの操作方法を習得し、これらを活用して航行すること。